

手術で死亡 医師無罪

東京女子医大事件 「機器欠陥、予見できず」

東京女子医大病院（東京・都新宿区）で2001年、心臓手術を受けた平柳明香さん（当時12歳）が死亡した事件で、業務上過失致死罪に問われた同病院元循環器小児外科助手・佐藤一樹被告（42）の判決が30日、東京地裁であった。岡田雄一裁判長は「事故は人工心肺の不具合が原因だったが、佐藤被告には危険性を予見

できなかった」と述べ、無罪（求刑・禁固1年6月）を言い渡した。検察側は、01年3月に行われた明香さんの手術の際、人工心肺を操作していた佐藤被告が、吸引ポンプを高回転にしたため、うまく血液が抜きとれない「脱血不能」状態となり、頭部に血液が集中して脳障害を引き起こし、死亡させたと

告の過失を否定した。一方、「必要性が乏しいフィルターが取り付けられていた」とも述べ、人工心肺の構造に欠陥があったと認定。「危険な装置を設置していた女子医大の責任は問題になる」と指摘した。

この事件では、カルテを改ざんした瀧尾和宏・同病院循環器小児外科講師（49）（医業停止中）が証拠

で、刑事責任を追及するとの難しさを印象つけた形だ。判決は、証人出廷した医師の証言や文献、裁判官も参加した同病院での再現実験をもとに、検察側が描いた「操作ミス」を否定。当時、人工心肺を導入している病院の35%で使用されていたフィルターの構造の欠陥に原因を求めた。カルテの改ざんまで明らかにした今回の事件。遺族は病院側の姿勢に強い疑念を抱き、刑事事件を通じて責任の所在が明らかになることを望んだが、無罪判決で宙に浮いた。中立的な専門家による事故直後の調査の必要性が改めて浮き彫りになった。（木下史）

かになった」と語った。

「ポンプを高回転にしても、脱血不能にはならない」と述べ、検察側の主張を退けた。その上で、「脱血不能となった直接の原因は、人工心肺の回路内のフィルタ

ーが水滴で詰まったため」と認定。こうした事態を「同僚の医師も含め、予見できなかった」として、佐藤被告

の過失を否定した。一方、「必要性が乏しいフィルターが取り付けられていた」とも述べ、人工心肺の構造に欠陥があったと認定。「危険な装置を設置していた女子医大の責任は問題になる」と指摘した。

この事件では、カルテを改ざんした瀧尾和宏・同病院循環器小児外科講師（49）（医業停止中）が証拠

で、刑事責任を追及するとの難しさを印象つけた形だ。判決は、証人出廷した医師の証言や文献、裁判官も参加した同病院での再現実験をもとに、検察側が描いた「操作ミス」を否定。当時、人工心肺を導入している病院の35%で使用されていたフィルターの構造の欠陥に原因を求めた。カルテの改ざんまで明らかにした今回の事件。遺族は病院側の姿勢に強い疑念を抱き、刑事事件を通じて責任の所在が明らかになることを望んだが、無罪判決で宙に浮いた。中立的な専門家による事故直後の調査の必要性が改めて浮き彫りになった。（木下史）

判決後、明香さんの父親で歯科医の平柳利明さん（55）が記者会見し「無罪と聞いた瞬間、頭が真っ白になった。簡単な手術と聞いていたのに娘は亡くなった。その責任が問われないのであれば、どこの病院に行けばいいのか」と、無念の表情を見せた。

一方、佐藤被告も会見し、「誤った内容の東京女子医大の内部報告書に、警察、検察が依拠したことが明らかになった」と語った。

女子医大小児心臓手術事故

地裁判決

2005年12月1日 読賣新聞社会面